

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）

意見を募集します。

募集期間：令和7年2月7日（金）～令和7年3月10日（月）

※意見の提出方法は裏面をご覧ください



困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画とは？

女性が日常生活を送るにあたって様々な困難な問題に直面することが多いこと、女性の抱える問題が多様化・複合化し、複雑化していることから、女性が安心して自立して暮らしていけるようにするため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めるものです。この計画は、静岡市がどのような社会を目指して困難な問題を抱える女性を支援していくのか、どのような考え方や方針に基づいて支援していくのかを定めています。

○困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性そのほかの様々な事情により日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む） <困難女性支援法第2条>

どんな取組をするの？

目指す姿に向けて、次の通り方針を定め、支援を実施していきます。

目指す姿：ジェンダー平等と人権尊重に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）の実現

方針① 支援の「きっかけ」となる役割を果たす

方針② 各種支援制度の実施主体として各部署・関係機関と連携する

方針③ 民間支援団体と協働を図る、その活動を支援する

方針④ 女性支援に関わる人を育成する

支援の流れ・体制イメージ



計画の詳細は別紙又はHPにてご確認くださいませ。↘

静岡市男女共同参画・人権政策課

☎054-221-1349

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画



www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s012291.html